



2022年11月24日

各位

会社名 株式会社 地域新聞社  
代表者名 代表取締役社長 山田 旬  
(コード 2164)  
問合せ先 取締役管理本部本部長  
松川 真士  
(TEL. 047-485-1107)

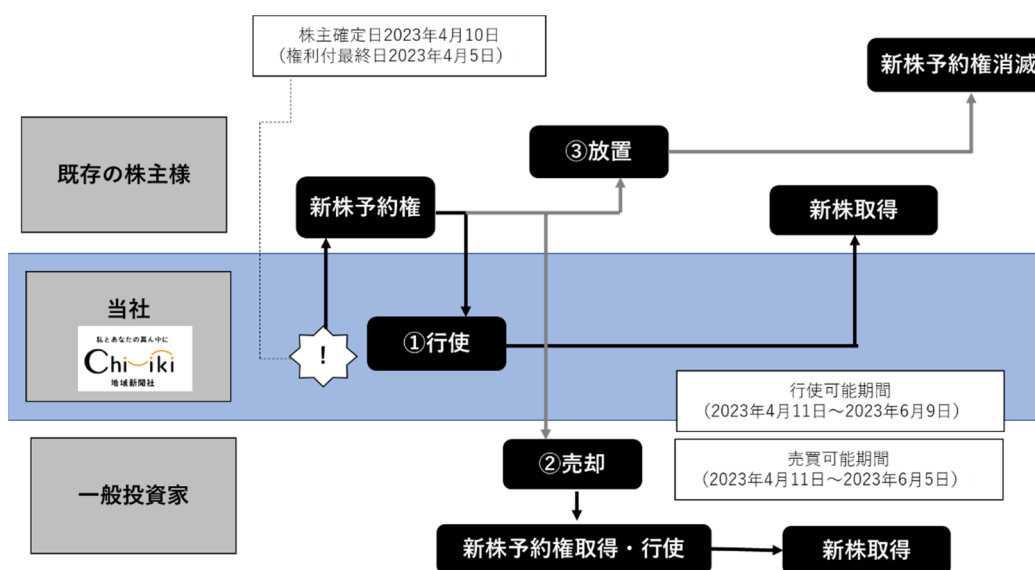
## ノンコミットメント型ライツ・オフアリング実施の

### 定時株主総会における承認に関するお知らせ

本日開催の第38期定時株主総会において、第4号議案「ノンコミットメント型ライツ・オフアリングによる当社第5回新株予約権発行の件」について、原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. ノンコミットメント型ライツ・オフアリングに関する日程



2023年4月10日時点の株主名簿に記載されている株主様に対し、保有株式数に応じ、1株につき1個の新株予約権が2023年4月11日に無償で付与されます。それに対し、以下①又は②の選択肢があります。

- ① 2023年6月9日(※1)までに新株予約権を行使し、新株予約権1個につき当社株式1株を新たに取得する。

行使価額は402円、もしくは2023年4月3日における終値(終値がない場合は、その翌営業日の終値とします。)に0.9を乗じた額(小数点以下は切下げ。)(以下「条件決定日基準価額」といいます。)が402円未満の場合には、条件決定日基準価額と同額とします。

- ② 2023年6月5日(※2)までに、新株予約権を売却する。

付与された新株予約権を放置し、新株予約権の行使も売却もしない場合には、2023年6月9日経過後、新株予約権は自動的に失権(消滅)しますのでご注意ください。

- ※1 お取引先証券会社によっては、各証券会社内の社内手続き等の理由により、実際の行使請求取次の受付期間が、上記行使期間(2023年4月11日～同年6月9日まで)よりも短く設定されている可能性があります。期日間際のお手続きでは間に合わない場合がありますので、必ずご自身でお取引先証券会社へ事前の確認をお願いいたします。

- ※2 お取引先証券会社により、新株予約権の売買の手続きや売買請求の受付最終日等が異なる場合があります。期日間際のお手続きでは間に合わない場合がありますので、必ずご自身でお取引先証券会社へ事前の確認をお願いいたします。

## 2. ノンコミットメント型ライツ・オファリングの概要

### (1) 新株予約権無償割当ての方法

2023年4月10日を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、株式会社地域新聞社第5回新株予約権(本新株予約権)を会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の名称	株式会社地域新聞社 第5回新株予約権
本新株予約権の割当ての方法	会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2023年4月10日(以下「株主確定日」という。)における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる(以下「本新株予約権無償割当て」という。)
本新株予約権の総数	2,072,033個 ※株主確定日における当社普通株式の発行済株式総

	<p>数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数である。上記の数は、2022年10月21日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込みの数であり、外国居住株主に対する発行数を含んでいる。本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みの新株予約権が行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日時点の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式を除く。）が増加した場合には、本新株予約権無償割当てにより発行される本新株予約権の総数は増加する。</p>
<p>本新株予約権の割当てによる潜在株式数</p>	<p>2,072,033 株</p> <p>※本新株予約権無償割当てによる潜在株式以外の潜在株式数は2022年10月21日時点で472,000株であり、これは全て2021年5月6日にマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先として発行した第4回新株予約権に係る潜在株式数です。</p>
<p>本新株予約権無償割当ての効力発生日</p>	<p>2023年4月11日</p>
<p>本新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p>	<p>本新株予約権1個あたりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。</p> <p>※本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みの新株予約権が行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式を除く。）が増加した場合には、本新株予約権の無償割当てにより発行される本新株予約権の総数及び当該新株予約権の目的となる株式の総数は増加する。</p>
<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p>	<p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権1個あたり402円、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの財産の価額は402円（発行決議日の前営業日の終値と同額）とする。但し、2023年4月3日における終値（終値がない場合は、その翌営業日の終値）に0.9を乗じた額（小数点以下は切り</p>

	下げ) が、402 円未満となる場合には、当該金額とする。
本新株予約権の行使期間	2023 年 4 月 11 日から 2023 年 6 月 9 日まで
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に定める資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
本新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
本新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
本新株予約権の取得事由	本新株予約権の取得事由は定めない。
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
本新株予約権の行使請求の方法	①本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。 ②直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。 ③本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当

	<p>該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。</p>
<p>外国居住株主による本新株予約権の行使について</p>	<p>①米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>なお、「米国居住株主」とは、1933 年米国証券法 (U.S. Securities Act of 1933) ルール 800 に定義する「U.S. holder」を意味する。</p> <p>②当社は、本新株予約権の募集について、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるため、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要する。</p>
<p>振替機関</p>	<p>株式会社証券保管振替機構</p>
<p>その他</p>	<p>①上記の各項目については、第 38 期定時株主総会における新株予約権無償割当てに係る議案の承認決議及び金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。</p> <p>②当社は、本新株予約権の行使を受けた場合、その目的たる当社普通株式を新規に発行した上で交付する。</p> <p>③本書及び 2022 年 10 月 24 日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：<a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a>）を熟読した上で、株主又は投資家自身の責任において投資判断を行うこと。</p> <p>④各項目に定めるものの他、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。</p>

以上